

平成27年 3 月 27 日
一部改正：平成29年10月 1 日

入札参加者 各位

曾於市長 五位塚 剛

工事費内訳書の取扱いについて

建設業法等の一部を改正する法律が平成26年 6 月 4 日公布され、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正されました。この法律の改正に伴い、平成27年 4 月 1 日から建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出することが義務付けられました。本市においては、工事費内訳書の提出について下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

入札に付するすべての建設工事（初度入札のみ）

2 実施時期

平成27年 4 月 1 日以降に指名通知又は入札公告する案件から実施

3 提出様式

「工事費内訳書」の様式は、原則として別添の様式を使用することとする。

4 提出時期

- (1) 電子入札の場合：入札書の提出と同時（入札書に添付して提出）
- (2) 郵便入札の場合：入札書に同封して提出
- (3) 公開入札の場合：入札書の投函前（委任状を求める際と同時）

5 処理方法

(1) 開札前

提出された全ての工事費内訳書を確認する。この場合において、未提出の場合には、当該未提出の入札参加者の入札を無効とする。

(2) 開札後

ア 提出された工事費内訳書のうち、落札候補者の工事費内訳書について、落札決定までに、記載状況を審査する。

イ 審査の結果、8に記載する事項に該当すると認められる場合には、当該入札参加者の入札を無効とした上で、次順位者の工事費内訳書について、改めてアの審査を行う。

6 工事費の内訳の記載方法

当該工事に係る設計書（金額抜き）の各項目に対応する以下の積算体系のレベル2まで記載することとする。ただし、特に必要があるときは、別途指示するものとする。

(1) 土木関係工事

ア 工事区分

イ 工種

(2) 建築関係工事

ア 種目

イ 科目

7 提出された工事費内訳書の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(2) 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回は認めない。

(3) 入札談合に関する情報があった場合の工事費内訳書の取扱いについては、曾於市談合情報処理要領（平成17年曾於市訓令第52号）に定めるところによる。

(4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ関係機関に提出することがあります。

8 次に掲げる入札参加者の入札は、原則として無効となりますので、注意してください。また、工事費内訳書の記載事項に誤字、脱字又は記載漏れがある場合には、無効となる場合がありますので、注意してください。

(1) 工事費内訳書が提出されていないとき。

(2) 工事費内訳書の一部が提出されていないとき（白紙の場合も含む。）。

(3) 工事費内訳書とは無関係な書類である場合

(4) 他の工事の工事費内訳書である場合

(5) 工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）

(6) 指名通知書又は入札公告文により指示された事項を満たしていな

い場合

9 電子入札システムで提出する場合の留意事項

(1) 「工事費内訳書」は、以下の種類のファイルとすること。

(PDFファイル, XPSファイル)

なお、ファイルの圧縮は、行わないようにすること。

(2) 「工事費内訳書」のファイル名は、(会社名) + (工事名) とすること。

例：〇〇建設 △△工事.pdf, 〇〇建設 △△工事.xps

工事名については、他工事と判別できれば、簡略化してよい。